

日進市附属機関の設置に関する条例

平成26年12月19日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

別表 (第2条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙について調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年
	日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく日進市介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく日進市高齢者福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健・医療・福祉関係者 (3) 介護サービス、介護予防サービスの事業者 (4) 介護保険被保険者(公募の市民) (5) その他市長が必要と認める者	3年以内

○日進市附属機関の設置に関する条例施行規則

平成27年3月3日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例(平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、市長の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 附属機関は、市長の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

2 附属機関は、前項に規定するほか、市長の求めにより、条例別表に定めるその担任する事務について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 附属機関に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は附属機関を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長及び副会長並びに会議の特例)

第5条 市長は、前2条の規定にかかわらず、別に規則で特別の定めをすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 附属機関に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表に定める部課等において処理をする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

附属機関の名称	庶務担当の部課等
日進市名誉市民推挙委員会	企画部秘書広報課
日進市訴訟支援審査委員会	企画部人事課
日進市姉妹・友好都市委員会	市民生活部市民協働課
日進市市民自治活動推進補助金審査会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市市民自治活動推進事業選定委員会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市地域公共交通会議	市民生活部生活安全課
日進市地球温暖化対策地域協議会	市民生活部環境課
日進市環境基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市いきいき健康プランにしん21推進委員会	健康福祉部健康課
日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市障害者自立支援協議会	健康福祉部介護福祉課
日進市老人ホーム入所判定委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市福祉有償運送運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市社会福祉法人審査委員会	健康福祉部介護福祉課
日進市社会資本整備総合交付金評価委員会	建設経済部都市計画課
日進市食育推進委員会	建設経済部産業振興課

日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の運営に関する規則

平成27年4月9日
規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成27年日進市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 規則第7条の規定に基づき、協議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 地域密着型サービス運営部会
- (2) 地域包括支援センター運営部会
(地域密着型サービス運営部会)

第3条 地域密着型サービス運営部会は、地域密着型サービスの指定及び適正な運営の確保に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(地域包括支援センター運営部会)

第4条 地域包括支援センター運営部会は、地域包括支援センターに係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点等から第2条に規定する部会が必要であると判断した事項に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

(部会の構成員)

第5条 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、協議会の委員の中から会長が指名する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。部会長は、部会委員の互選により定め、副部会長は、部会委員のうちから部会長が指名する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第6条 各部会は、部長が招集し、部長が会議の議長となる。

2 各部会は部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 地域密着型サービス運営部会において、第3条第1号及び第2号に規定する事項について審議を行う場合においては、当該部会の部会委員が審議に係る地域密着型サービス事業者(指定申請者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該部会委員は審議に参加することができない。

5 地域包括支援センター運営部会において、第4条第1号に規定する事項について審議を行う場合においては、当該部会の部会委員が審議に係る地域包括支援センターの設置者(設置希望者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該部会委員は審議に参加することができない。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じ関係者を出席させ、高齢者福祉及び介護保険に関する説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第9条 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 委員の資格を失ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) その他職務を行うことが適当でない認められるとき。

(庶務)

第10条 地域密着型サービス運営部会の庶務は健康福祉部介護福祉課において、地域包括支援センター運営部会の庶務は健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会及び各部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長又は部会長が定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

高齢者福祉・介護保険事業運営協議会のスケジュール(案)

	27年度					28年度	備考		
	11月	12月	1月	2月	3月	4月 ~			
担 任 事 務 (1) 介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画の調査審議 (介護保険法第117条第1項及び 老人福祉法第20条の8第1項) (2) 地域密着型サービス及び 地域密着型介護予防サービスに係る サービス費の額、事業者の指定、 事業の人員、設備、運営に関する 基準等の調査審議 (介護保険法第42条の2第5項、 第78条の2第7項、第78条の4第6項) (3) 地域包括支援センターの設置、 運営等の調査審議 (介護保険法施行規則第146条の66)	任期							平成30年 3月31日まで	
	高齢者福祉 ・介護保険 事業運営 協議会 予定							11/11 第1回 ・部会構成 員の設定 ・ゆめプラン について 第2回 ・各部会より 報告 ・H27年度 実績の報告	
	ゆめプラン 計画期間							第6期計画	平成30年 3月31日まで

各部会のスケジュール(案)

担 任 事 務 地域密着型サービスの指定及び 適正な運営の確保に係る事項 ・指定 ・指定基準、介護報酬の設定 ・質の確保、運営評価 ・その他必要である事項	地域密着型 サービス 運営部会 予定							第1回	
	地域包括 支援センター 運営部会 予定							第1回	・H27年度実績 の報告 ・介護予防支援 業務の公正・中 立性について など

○ 被保険者数の状況 (9月末現在)

計画値に比べ、65歳以上の第1号被保険者見込み数は46名増となっている。

第1号被保険者数	H27年度
計画値	16,813
実績値	16,859
差	46

○ 要介護(支援)認定者数の状況 (9月末現在)

計画値に比べ、要介護(支援)認定者数の合計が46名増となっている。主な原因は、要支援認定者数が計画値より増加しているためである。

認定者数	計画値	実績値	差
要支援1	399	423	24
要支援2	420	448	28
要介護1	474	448	-26
要介護2	381	407	26
要介護3	278	272	-6
要介護4	298	295	-3
要介護5	220	223	3
合計	2,470	2,516	46

○ 給付費の状況（平成27年9月審査分まで）

平成27年度上半期の執行率は、介護給付・予防給付を含めた総給付費で48.8%となっており、ほぼ計画値どおりの給付となっている。

なお、給付の特徴としては、地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の執行率が高い数値となっている。

予防給付費

（単位：千円）

項目	平成27年度 制度改正勘案前 計画値(A)	H27年度 制度改正勘案後 計画値(B)	上半期 執行額 (C)	執行率 (%) (C)/(B)
(1)介護予防サービス	289,940	287,252	132,598	46.2%
訪問サービス	78,371	77,644	33,557	43.2%
訪問介護	49,676	49,215	22,620	46.0%
訪問入浴介護	0	0	0	-
訪問看護	24,811	24,581	9,627	39.2%
訪問リハビリテーション	2,289	2,268	140	6.2%
居宅療養管理指導	1,595	1,580	1,170	74.1%
通所サービス	130,610	129,399	62,089	48.0%
通所介護	101,583	100,641	47,249	46.9%
通所リハビリテーション	29,027	28,758	14,840	51.6%
短期入所サービス	5,570	5,518	2,085	37.8%
短期入所生活介護	4,293	4,253	1,562	36.7%
短期入所療養介護	1,277	1,265	523	41.3%
福祉用具・住宅改修サービス	30,609	30,325	13,551	44.7%
福祉用具貸与	12,509	12,393	5,712	46.1%
特定福祉用具販売	1,952	1,934	1,154	59.7%
住宅改修	16,148	15,998	6,686	41.8%
特定施設入居者生活介護	17,114	16,955	6,315	37.2%
介護予防支援	27,666	27,409	15,001	54.7%
(2)地域密着型サービス	1,470	1,456	980	67.3%
認知症対応型通所介護	777	770	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護	693	687	980	142.7%
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0.0%
予防給付費計(I)	291,410	288,708	133,578	46.3%

※単位未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

介護給付費

(単位:千円)

項目	平成27年度 制度改正勘案前 計画値(A)	H27年度 制度改正勘案後 計画値(B)	上半期 執行額 (C)	執行率 (%) (C)/(B)
(1)居宅サービス	1,955,688	1,937,555	944,885	48.8%
訪問サービス	655,214	649,139	333,656	51.4%
訪問介護	435,918	431,876	222,051	51.4%
訪問入浴介護	29,185	28,914	15,690	54.3%
訪問看護	143,321	141,992	73,115	51.5%
訪問リハビリテーション	2,405	2,383	1,363	57.2%
居宅療養管理指導	44,385	43,973	21,437	48.8%
通所サービス	647,631	641,626	302,050	47.1%
通所介護	476,077	471,663	211,257	44.8%
通所リハビリテーション	171,554	169,963	90,793	53.4%
短期入所サービス	160,242	158,756	74,070	46.7%
短期入所生活介護	104,907	103,934	45,879	44.1%
短期入所療養介護	55,335	54,822	28,191	51.4%
福祉用具・住宅改修サービス	126,586	125,412	59,567	47.5%
福祉用具貸与	105,707	104,727	49,845	47.6%
福祉用具購入費	7,789	7,717	2,382	30.9%
住宅改修費	13,090	12,969	7,340	56.6%
特定施設入居者生活介護	211,226	209,267	98,757	47.2%
居宅介護支援	154,789	153,354	76,784	50.1%
(2)地域密着型サービス	380,689	377,159	193,188	51.2%
定期巡回夜間対応型 訪問介護看護	3,203	3,173	1,548	48.8%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	
認知症対応型通所介護	33,619	33,307	11,087	33.3%
小規模多機能型居宅介護	60,269	59,710	35,340	59.2%
認知症対応型共同生活介護	196,289	194,469	99,112	51.0%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	87,309	86,499	46,101	53.3%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	

平成27年11月11日(水) 日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会
資料2

項目	平成27年度 制度改正勘案前 計画値(A)	H27年度 制度改正勘案後 計画値(B)	上半期 執行額 (C)	執行率 (%) (C)/(B)
(3)介護保険施設サービス	1,057,585	1,047,779	520,091	49.6%
介護老人福祉施設	425,667	421,720	229,934	54.5%
介護老人保健施設	575,128	569,795	258,882	45.4%
介護療養型医療施設	56,790	56,263	31,274	55.6%
介護給付費計(Ⅱ)	3,393,962	3,362,493	1,658,164	49.3%

※単位未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

(単位:千円)

項目	平成27年度 制度改正勘案前 計画値(A)	H27年度 制度改正勘案後 計画値(B)	上半期 執行額 (C)	執行率 (%) (C)/(B)
総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	3,685,372	3,651,201	1,791,742	49.1%

その他給付費

(単位:千円)

項目	H27年度 制度改正勘案後計画値(B)	上半期執行額(C)	執行率 (%) (C)/(B)
(1)特定入所者介護サービス等費	108,606	53,795	49.5%
(2)高額介護サービス等費	80,906	35,093	43.4%
(2-1)高額医療合算介護 サービス費	24,196	6,152	25.4%
(3)審査支払手数料	3,642	1,140	31.3%
その他給付費計(Ⅲ)	217,350	96,180	44.3%

※単位未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

(単位:千円)

	H27年度 制度改正勘案後計画値(B)	上半期執行額(C)	執行率 (%) (C)/(B)
合計 (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	3,868,551	1,887,922	48.8%

○ 日進市内の指定介護サービス事業者の状況

(1) 居宅サービス

区分	指定事業所数 (介護)	指定事業所数 (予防)
訪問介護	19	18
訪問入浴介護	0	0
訪問看護	5	5
訪問リハビリテーション	(診療所等みなし指定除く) 1	(診療所等みなし指定除く) 1
通所介護	25	24
通所リハビリテーション	3	3
短期入所生活介護	4	4
短期入所療養介護	4	4
居宅療養管理指導	(診療所等みなし指定)	
福祉用具貸与	2	2
福祉用具販売	2	2
特定入所者生活介護	4	4
居宅介護支援	22	3

(2) 地域密着型サービス

区分	指定事業所数 (介護)	指定事業所数 (予防)
定期巡回随時対応型訪問介護看護	0	
夜間対応型訪問介護	0	
認知症対応型通所介護	1	1
小規模多機能型居宅介護	2	2
認知症対応型共同生活介護	5	5
地域密着型 特定施設入所者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設	1	
看護小規模多機能型居宅介護	0	

(3) 施設サービス

区分	指定事業所数
介護老人福祉施設	3
介護老人保健施設	4

介護療養型医療施設	1
-----------	---

○ 制度改正の影響

(1) 利用者負担

平成27年8月利用分より高所得者の利用者負担が2割となっている。平成27年9月分審査によると、総給付件数の17.7%が2割負担となっている。

(2) 特定入所者

平成27年8月認定分より、介護保険施設や短期入所をするときの食費居住費減免が適用できる特定入所者について配偶者の所得要件、資産要件が追加された。基準変更前の平成27年8月審査利用件数は289件であったが、基準変更後の平成27年9月審査利用件数は213件となっている。

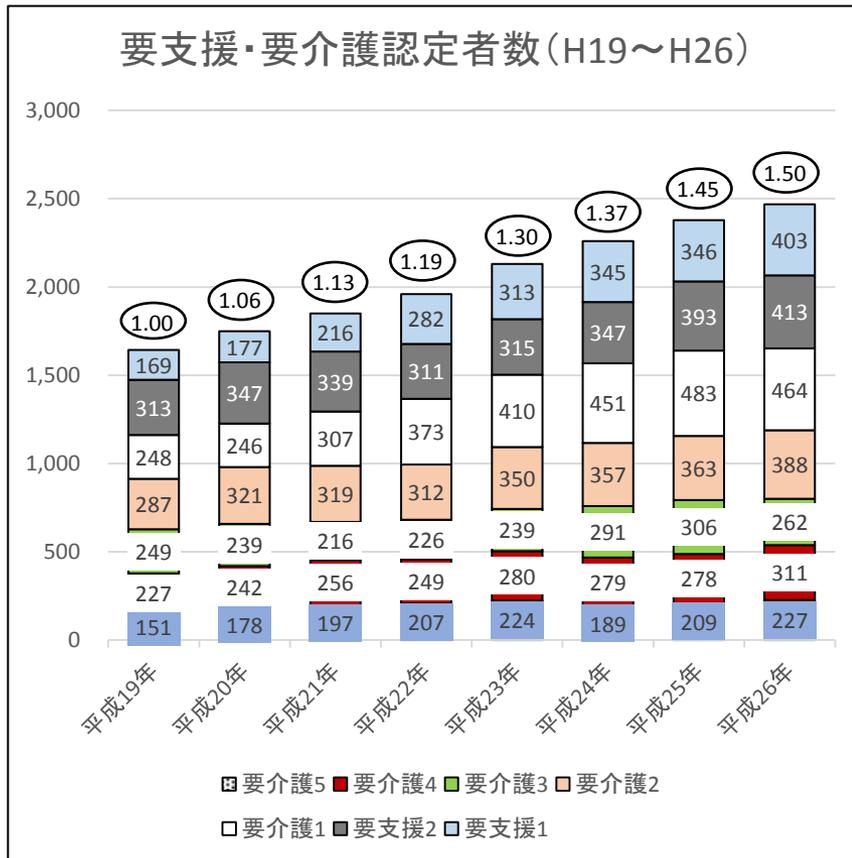


日進市の高齢者福祉の状況・ にっしん高齢者ゆめプラン について

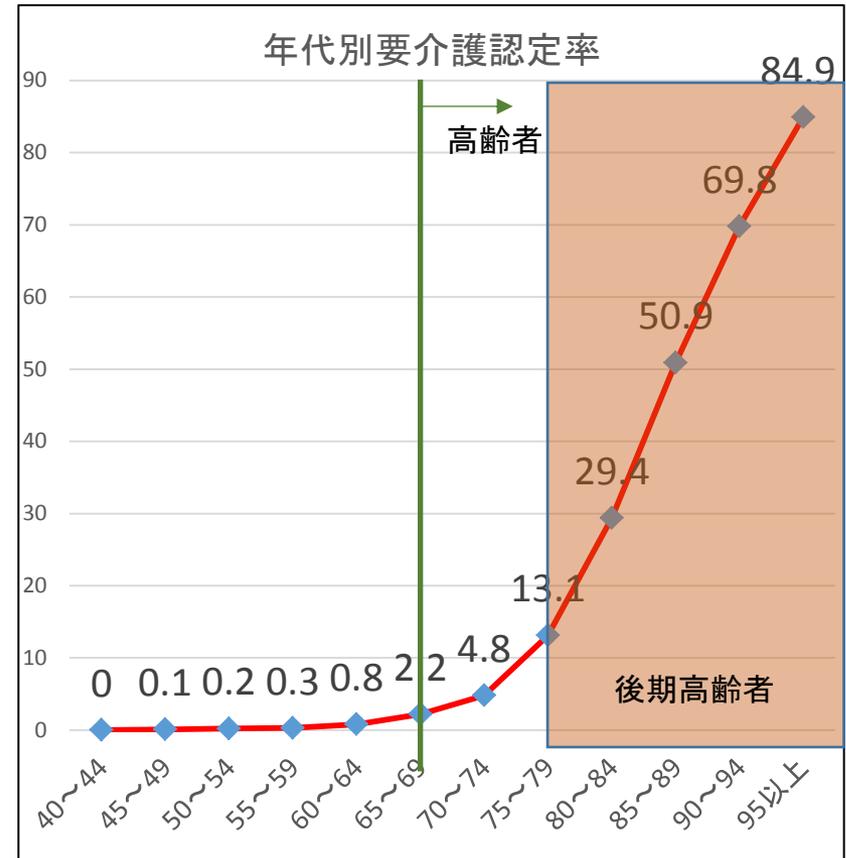
平成27年11月11日
日進市健康福祉部

介護保険の現状

介護保険制度の現状①



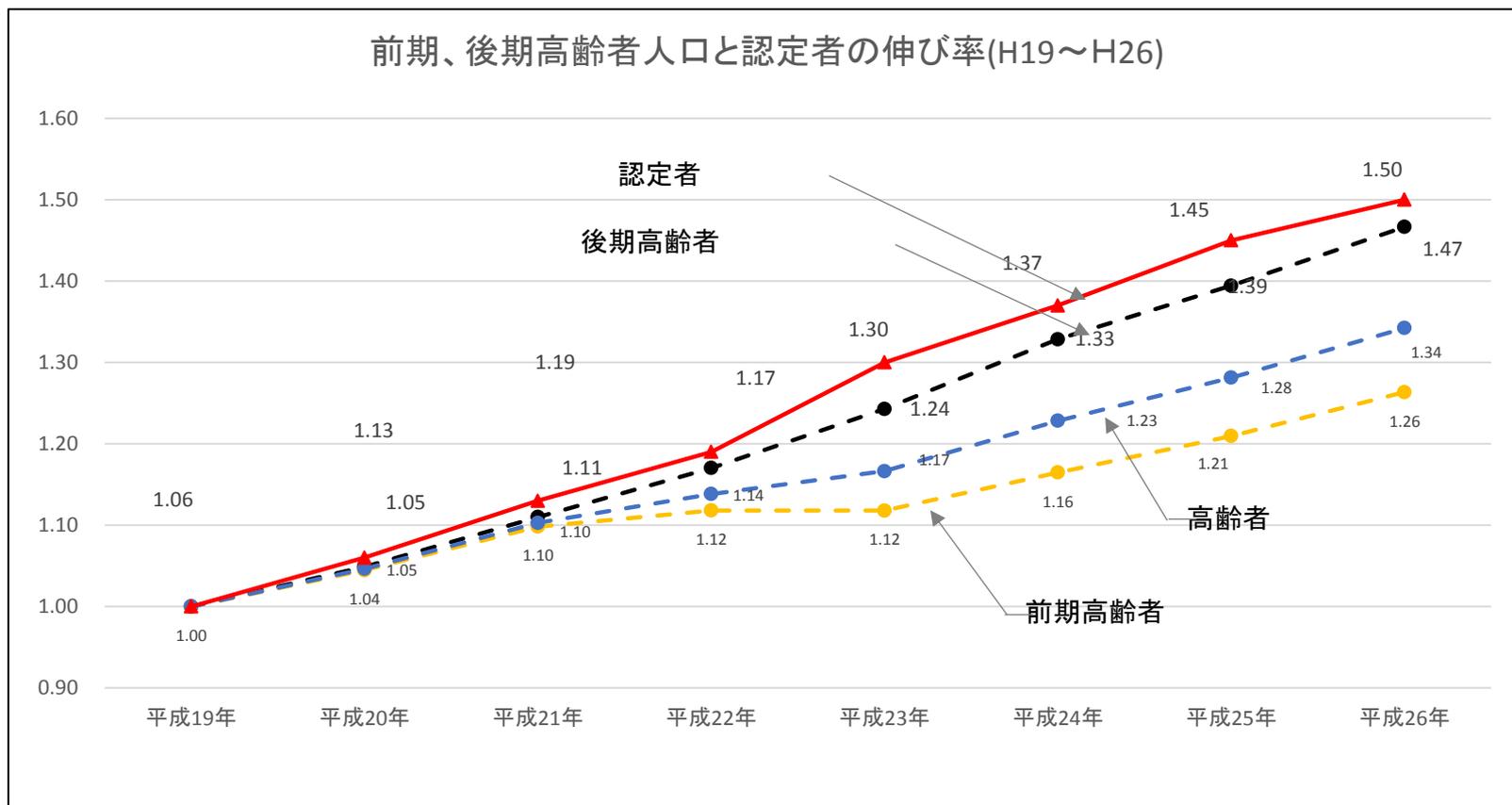
認定者は7年では1.5倍になっている。



後期高齢者になると要介護認定率は急激に高まる。

介護保険制度の現状②

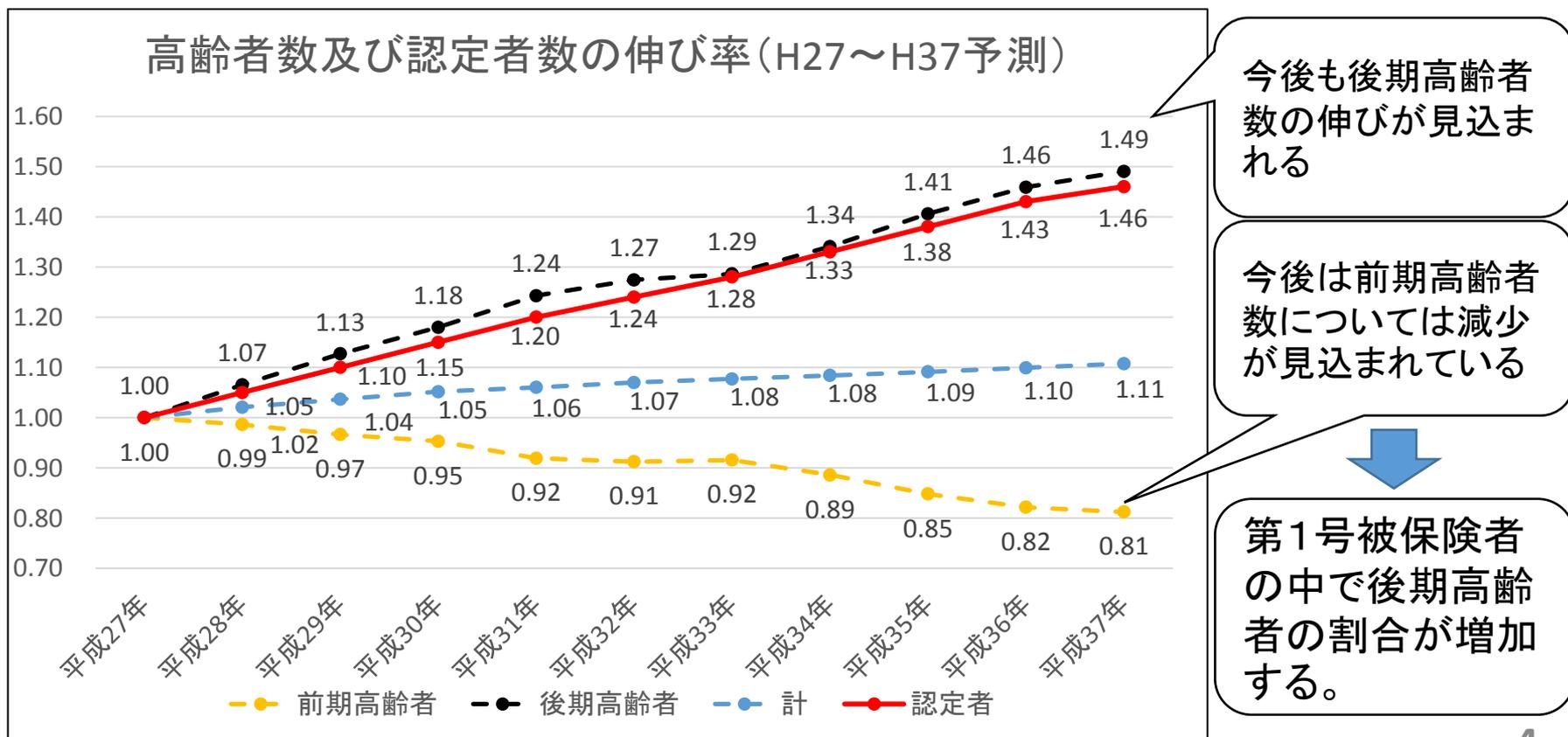
- ・認定者の伸びは、後期高齢者の伸びが反映している。



今後の予測

認定者数は、今後10年で更に約1.5倍となる。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
前期高齢者	9,489	9,359	9,171	9,041	8,723	8,656	8,687	8,407	8,048	7,796	7,707
後期高齢者	7,326	7,807	8,258	8,644	9,106	9,335	9,423	9,821	10,299	10,687	10,917
計	16,815	17,166	17,429	17,685	17,829	17,991	18,110	18,228	18,347	18,483	18,624



今後の第1号被保険者の保険料基準額推計

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H36年	H37年
保険料予測	5,190	5,190	5,190	5,943	6,143	6,288	6,710	6,972	7,168	7,390	7,447
計画期別	第6期			第7期			第8期		第9期		
保険料基準額	5,190円			6,100円程度 (6,125円)			7,000円程度 (6,951円)				

※期毎の保険者の負担割合として第1号被保険者が1%増し、第2号被保険者が1%減すること前提とする。
(第1号被保険者の負担割合…第6期22%、第7期23%、第8期24%)

- ・国の見込み(厚生労働省資料より)

	平成27年度	平成32年度	平成37年度
保険料基準額	5,700円程度	6,900円程度	8,200円程度

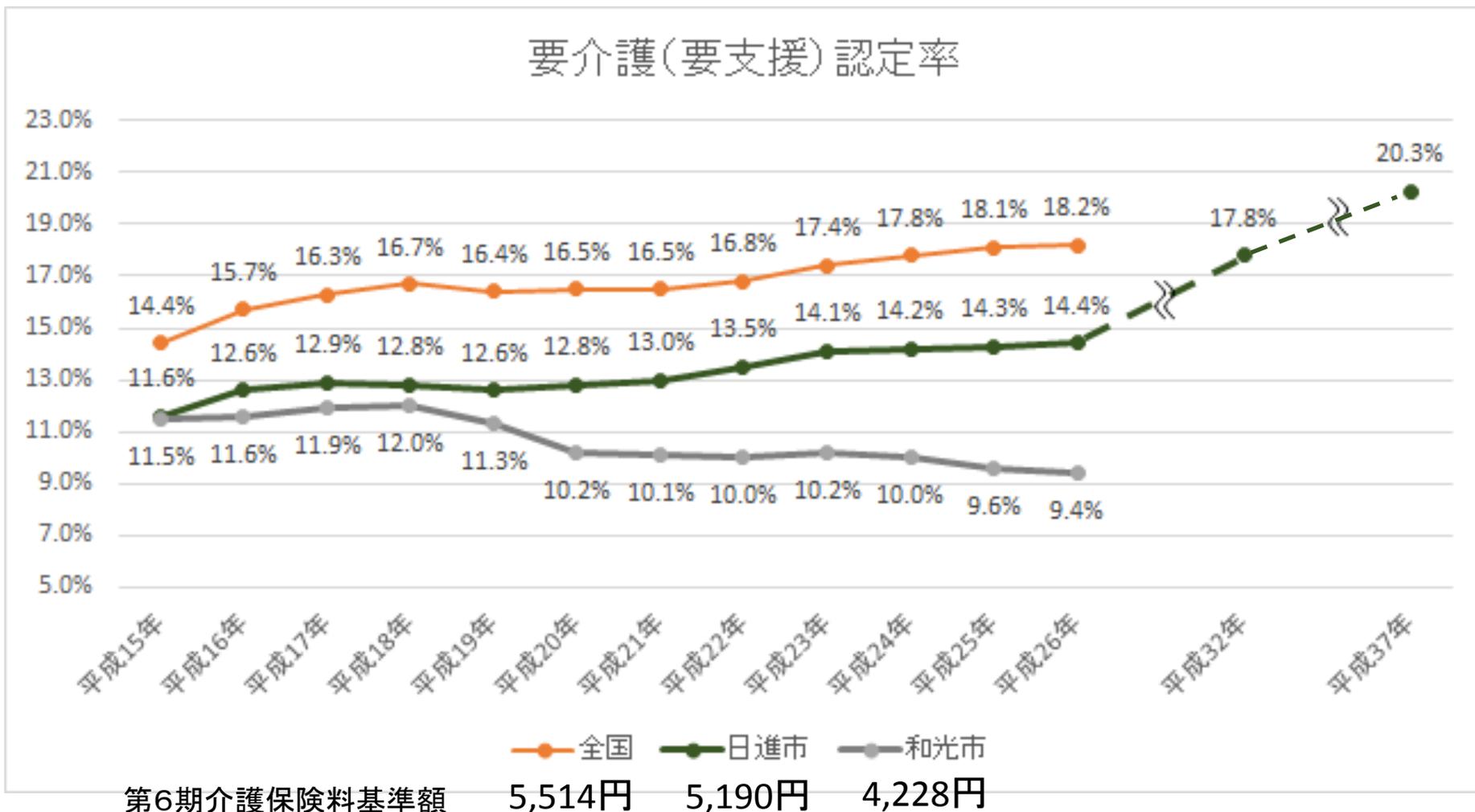
今後の標準給付費見込額及び市負担額

- ・このままでは10年後には給付費は現在38億円から56億円になる。
- ・市の負担額は、現在の5億から5年後6億、10年後には7億になる。

	平成27年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費	3,868,551千円	4,797,003千円	5,648,084千円
市負担分(12.5%)	483,569千円	599,625千円	706,010千円

要介護認定率は下げられる

要介護(要支援)認定率

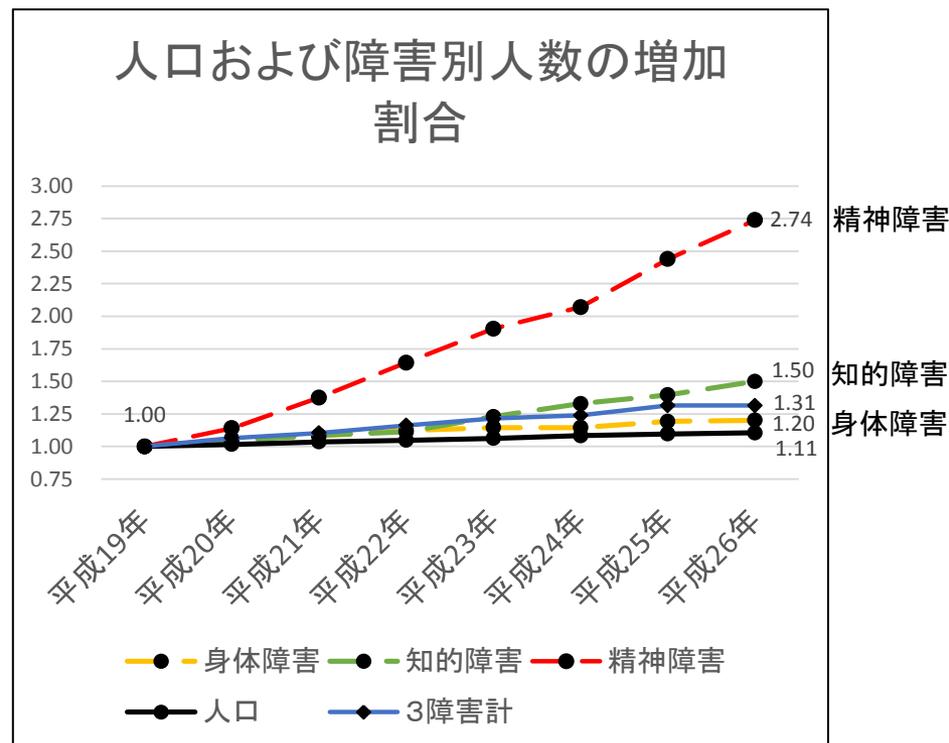
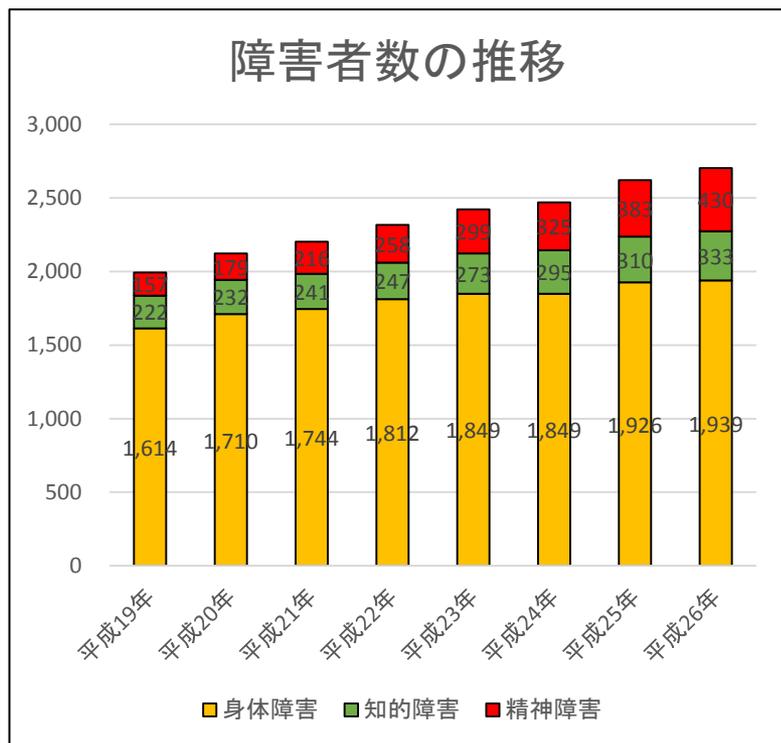


障害者の現状

(高齢障害者の現状)

市の障害者の現状①

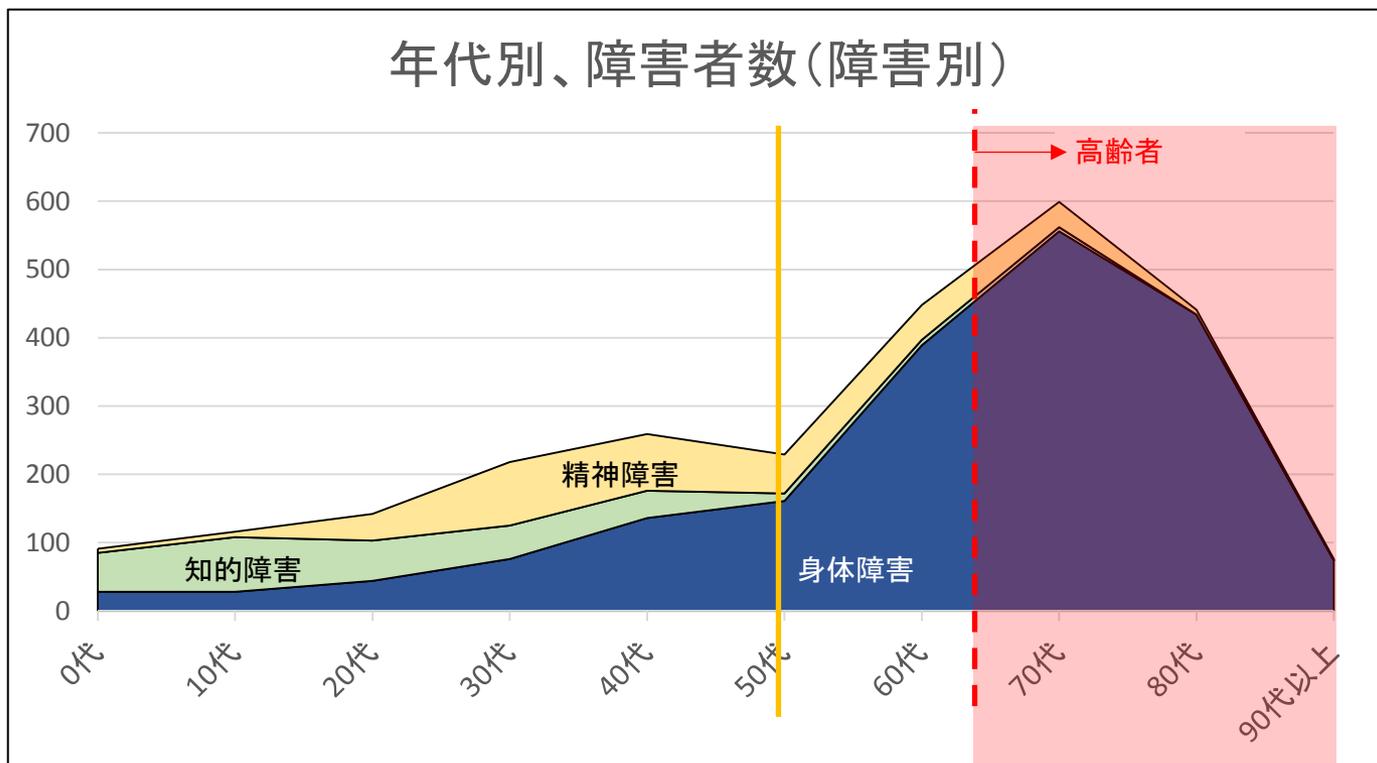
・障害者は身体障害者が最も多く、障害者数は年々増加している。増加割合として精神障害者は3倍近く増加している。



	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害	1,614	1,710	1,744	1,812	1,849	1,849	1,926	1,939
知的障害	222	232	241	247	273	295	310	333
精神障害	157	179	216	258	299	325	383	430

市の障害者の現状②

- ・障害者の約70%は身体障害者である。
- ・身体障害者は年齢とともに増加し、50代から急増する。

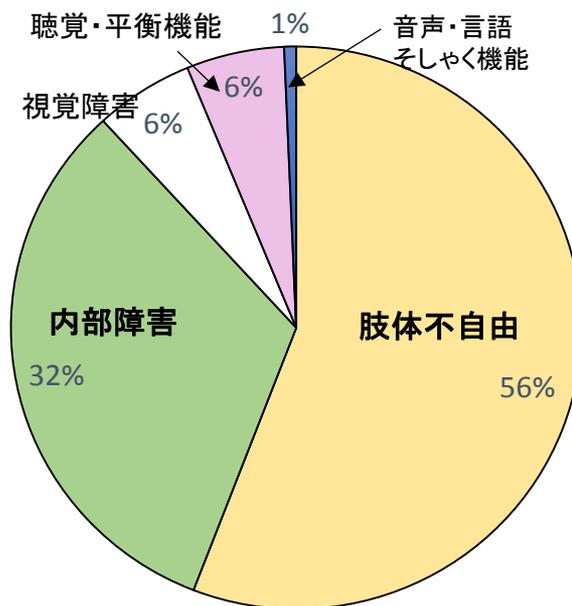


	0代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	計	
身体障害	28	28	44	76	136	161	389	556	434	74	1,926	(73.5%)
知的障害	57	80	59	49	40	11	8	6	0	0	310	(11.8%)
精神障害	6	8	39	93	83	57	51	37	7	2	383	(14.6%)

身体障害者手帳所持者の内訳

- ・肢体不自由と内部障害で身体障害者の約90%を占めている。

身体障害者の内訳(平成25年度)



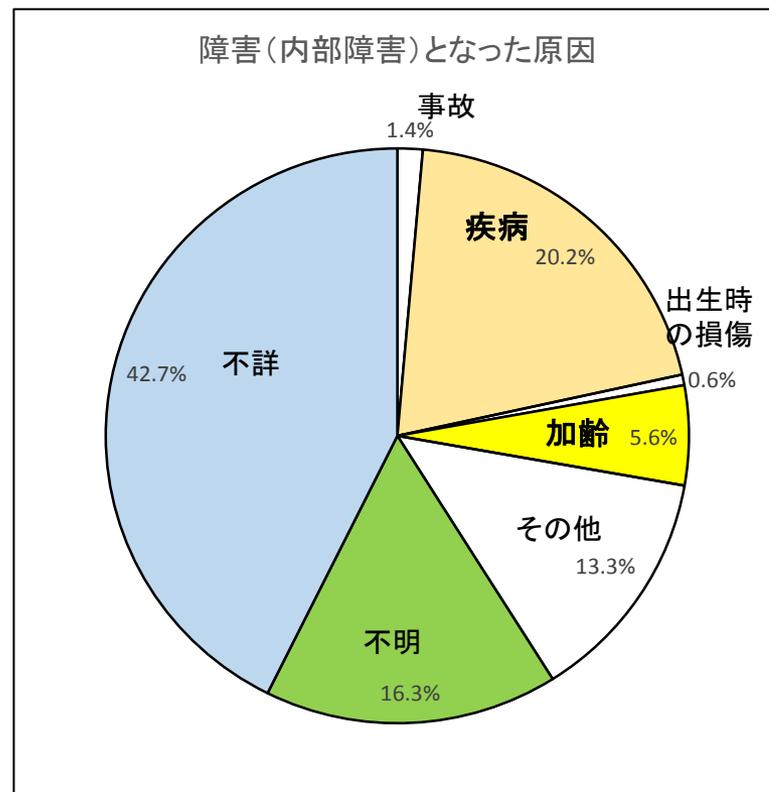
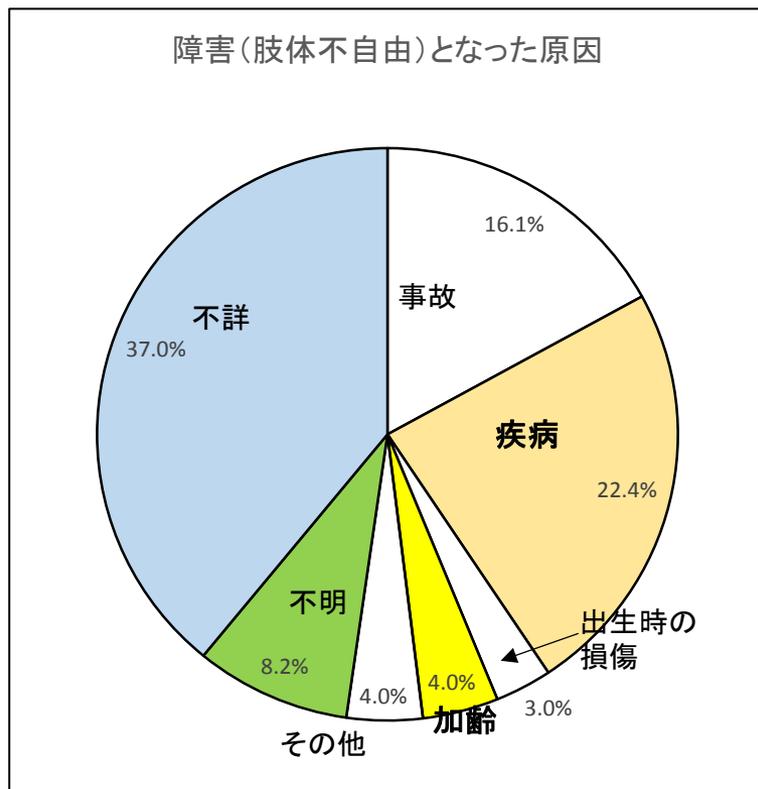
内部障害の代表的な例

- ・心臓ペースメーカー
- ・透析
- ・人工肛門
- ・人工呼吸器 等

種別	人数	種別	人数
肢体不自由	1076	聴覚・平衡機能障害	107
内部障害	622	音声・言語・そしゃく機能障害	13
視覚障害	108		

身体障害となった原因

- ・肢体不自由と内部障害となった原因として疾病と加齢で25%を超えている。
- ・不詳・不明の中にも生活習慣病が間接的な原因となっているものが含まれている。



障害の予防

- ・生活習慣病予防、介護予防
- ・健康づくり

中途障害にならないためにも重要である。



健やかにっしん宣言

第 6 期

にしん高齢者ゆめプランの目指すところ

制度改正案の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が**住み慣れた地域で生活を継続**できるようにするため、**介護、医療、生活支援、介護予防を充実**。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、**保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す**。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
 - * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

- このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

第6期計画の目指すところ①

従来の計画

【目的】 将来の推計をもとに、その推計に対応できるサービス提供体制を整備する。



第6期にっしん高齢者ゆめプラン

【目的】 将来の推計をもとに、そうならないようにする。
(介護保険制度を持続可能な制度とする)

介護保険制度を持続可能な制度とするため

- ①認定者をできるだけ増やさないようにする。
- ②公助・共助だけでなく多様な資源(自助・互助)を活用する。

第6期計画の目指すところ②

◇基本方針

- ・「生活習慣病予防」「介護予防」の推進 → **健やかにつしん宣言**
- ・認知症を支える体制整備を重点においた「地域包括ケア」の実現

◇基本目標

- 1 生きがいをもっていきいきと暮らせるまち（健康づくり、介護予防）
- 2 認知症の方を支える体制整備（地域包括ケアシステム構築）
- 3 地域で支え合い、いつまでも暮らせるまち（自助・互助の活用）
- 4 介護保険制度の円滑な運営（適正な運営・給付）